平成２７年（フ）第１２０号
鳥取県鳥取市富安２丁目81番地　レオパレスＭ＆Ｎ305号、旧住所島根県大田市大田町大田口991番地20
債務者　那須野雅和
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　道上　昭夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１６９号
埼玉県川口市大字芝4961番地　グレイシー芝105
債務者　井上　静恵
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
埼玉県熊谷市御正新田1215番地９、旧住所埼玉県熊谷市樋春1954番地５
債務者　今野　隆生
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　紀久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１７８１号
名古屋市北区天道町５丁目１番地　県営辻町住宅４街区１棟501号
債務者　戸田　雅宏
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月16日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９９９号
神奈川県大和市深見東１丁目４番15号　エクセレンススクエア302号
債務者　木下　志乃
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９号
長崎県南島原市南有馬町乙1450番地６
債務者　中村　咲子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大崎　幸宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート15棟３Ｆ－４号
債務者　後藤　純良
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２００号
北海道帯広市緑ケ丘２条通３丁目２番地３
債務者　飯田　昭仁
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸谷　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
秋田市広面字土手下53―２ハイムＳＡＴＯＢ棟203号室、住民票上の住所秋田県能代市能代町字中川原26番地965
債務者　木下　雅仁
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月25日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第５８２号
埼玉県坂戸市大字中小坂319番地３　中戸ハイツ203号室、前住所埼玉県坂戸市関間４丁目４番31号　ダイアパレス若葉102号室
債務者　糟谷　　努
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３５号
北海道伊達市梅本町31番地62　パレル西小路１－Ｃ、前住所北海道伊達市末永町121番地４　プリムローズ201号
債務者　鈴木　秀和
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１１９５号
埼玉県久喜市南栗橋５丁目11番地３、旧住所さいたま市緑区大字下野田641番地１　リブリメゾンドベル306
債務者　川島　　勲
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２９０号
埼玉県桶川市大字下日出谷959番地の19
債務者　尾崎　梨香
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１７号
さいたま市見沼区東大宮５丁目41番地３　藤川アパート201号
債務者　廣岡エテル（広岡エテル）こと　ヒロオカ　エテル　エチャネス
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５２号
埼玉県川口市前川町４丁目30番地の54、旧住所千葉県松戸市二十世紀が丘美野里町77番地二十世紀が丘マンション207号
債務者　白川香代子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９１１号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番11―907号
債務者　金子弘こと　趙　　弘済
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部